G				□有 □無				
	計				計			
バイオマス合計				バイオマス合計				
調達上限比率（注36）				調達上限比率(注36)				□特定契約において新たに調達上限比率を設定する（　%）(注37)
F				□有 □無				
	非バイオマス計				非バイオマス計			

（注１）　法人にあっては､「名称」は登記簿上の名称を記載すること｡「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。

（注２）　変更前の認定計画を記載すること。

（注３）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。

（注４）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注５）　変更の有無の記載欄については、変更が無い場合､「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合､「有」のボックスにチェックし、変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。

（注６）　事業者名を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して変更後の事業者が申請を行うこと。なお、同一の事業者で、個人の氏名若しくは法人等の名称変更により事業者名を変更する場合や会社の分割若しくは吸収合併により事業者名を変更する場合は、変更後に様式第６により届け出ること。

（注７）　国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載すること。

（注８）　本様式による事業者名の変更に伴って項目を変更する場合は、本様式により申請すること。それ以外の場合は、様式第６により届け出ること。

（注９）　発電設備の区分は次の記号にて記載すること。ただし、変更前の発電設備の区分がすでに廃止されている場合は、次の記号ではなく、廃止された区分の記号を記載すること。

記　号	発　電　設　備	出　力
Ａ	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
	太陽光発電設備	250kW以上
Ｄ	風力発電設備（陸上風力）	250kW未満
	風力発電設備（陸上風力）	250kW以上
	風力発電設備（陸上風力リプレース）	―
Ｕ	風力発電設備（着床式洋上風力）	―
２	風力発電設備（浮体式洋上風力）	
Ｋ	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW未満
Ｌ	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW以上
Ｅ	水力発電設備	200kW未満
Ｖ	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW未満
Ｉ	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
Ｘ	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW以上1,000kW未満
Ｊ	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Ｙ	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
Ｍ	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来)）	―
１	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
Ｎ	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上
３	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW未満
４	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW以上
５	バイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料）	―
Ｑ	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	―
Ｒ	バイオマス発電設備（一般廃棄物・その他のバイオマス）	―